

事務連絡
令和元年10月1日

各都道府県建設業協会 事務局 御中

一般社団法人 全国建設業協会
事業部

消費税率引上げ後の対応についてのお願い（協力依頼）

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、消費税率の引上げに関連した法律が本年10月1日から施行されました。この度、国土交通省より、軽減税率制度や転嫁対策等について、税務署や青色申告会等の関係民間団体が実施している説明会、記帳指導のご案内がございました。また、今回の軽減税率制度実施後に新たに確認された事業者における課題や懸念等があれば、情報提供するようにご連絡がございました。

つきましては、ご多用のところ誠に恐縮ですが、貴会会員企業の皆様に周知賜わり、説明会等へ参加していただくとともに、課題や懸念等把握している情報がございましたら、本会事業部宛にご連絡いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・国土交通省依頼文「消費税率引上げ後の対応について（協力依頼）」

以上

【担当】事業部 平井

TEL : 03-3551-9396

FAX : 03-3555-3218

E-mail : jigyo@zenken-net.or.jp

令和元年9月20日

建設業団体の長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

消費税率引上げ後の対応についてのお願い（協力依頼）

平素から、国土交通行政にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

令和元年10月1日の消費税率の引上げが迫り、関係府省庁において、軽減税率制度の実施に向けた準備、転嫁対策等について、説明会や相談対応など、最後の追込みに取り組んでいるところです。

また、事業者の方が軽減税率に対応した経理や申告が適正になされることが重要であるため、軽減税率制度実施後も、引き続き関係府省庁が連携して必要なサポートを行っていくこととしています。

つきましては、軽減税率制度実施後においても、適切な消費税の申告を見据えて、事業者の方が戸惑うことなく申告を行っていただけるよう、税務署や青色申告会等の関係民間団体が実施している説明会、記帳指導に参加するように各事業者にご案内いただきますようお願いいたします。

なお、貴団体において、今回の軽減税率実施後に新たに確認された事業者における課題や懸念等を把握した場合は、当方まで早急に連絡いただきますようお願いいたします。

[参考：税務署が開催する消費税軽減税率制度の説明会]

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

[参考：青色申告会等の関係民間団体が実施している説明会（国税庁HP）]

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/06.htm>

[連絡先] 〒100-8918

東京都千代田区霞ヶ関2-1-3

国土交通省土地・建設産業局建設業課 担当 政策係長 馬場

電話：03-5253-8111（内線24-757）

電子メール：baba-k2mf@mlit.go.jp

FAX：03-5253-1553